

公益社団法人鎌ヶ谷市シルバー人材センター女性部会規程

第1章 総則

(名称)

第1条 この部会は、公益社団法人鎌ヶ谷市シルバー人材センター女性部会という。

(位置付)

第2条 この部会は、公益社団法人鎌ヶ谷市シルバー人材センター事業推進部会の専門部会とする。

(目的)

第3条 この部会は、事業推進部会の活動目的のうち、女性会員の拡大及び既存就業維持を目的とする。

(事業)

第4条 この部会は、前条の目的を達成するために、女性会員及び入会を検討する女性を基本としたイベントを開催する。

第2章 組織

(理事の範囲)

第5条 この部会は、公益社団法人鎌ヶ谷市シルバー人材センターの事業推進部の女性理事が幹事を務める。

第3章 会計

(予算執行)

第6条 この部会に関する費用は次のとおりとする。

- (1) イベントに係る費用は、事業推進部会で賄う。
- (2) 幹事となる理事の活動に対して、事業推進部会として役員報酬を支給する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。